

平成24年8月1日

バーゼル銀行監督委員会「国内のシステム上重要な銀行の取扱いに関する枠組み」に係る市中協議文書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から本年6月29日に公表された市中協議文書「国内のシステム上重要な銀行の取扱いに関する枠組み」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

我々は、本件が検討されるに当たり、各国・地域の構造上の特徴を取り入れるために、政策手段の評価と適用に当たって、各国に適切な裁量を認めるべく原則アプローチを採用すること、および、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）の規制枠組みのレベルプレイングフィールドを確保するためのピアレビューを実施することについては総論では支持するものの、以下の点が考慮されることを期待したい。

【総論】

1. 破綻処理の実行可能性およびバーゼル第二の柱（監督上の検証）の考慮

法域によっては、十分、秩序だった破綻処理が可能な態勢が構築されているところが存在する。また、当該国の金融監督の効率的かつ効果的な取組みにより、Too-Big-To-Fail問題に対応可能な場合も想定される。したがって、D-SIBs選定に当たっては、マクロ的観点から当該国の金融システムに対する評価を考慮すべきであり、仮にサーチャージを導入するとしても、各国における円滑な破綻処理の実行可能性や金融監督の実効性等も考慮することなどにより、過度な賦課とならないよう留意すべきである。

2. 高い損失吸収能力（HLA）要件以外の規制について

D-SIBsに対してHLA要件以外の規制を課すに際しては、法域間の域外適用、規

制内容の著しい相違等を回避するとともに、過度な規制が適用されることのないよう、関係者意見を考慮し、BCBSで十分に検討のうえ、規制を課すこととしていただきたい。

3. レベルプレイングフィールドを確保するためのピアレビュー

特定の法域のD-SIBs候補金融機関に過度に負担が生じないように、ピアレビュープロセスの実施に際して、枠組みの一貫性に加えて、他の国に比し明らかに過度にD-SIBsが選定されていないか、また、見直しの頻度等についても、十分に配慮いただきたい。

【各 論】

原則10：

グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）と D-SIBs の枠組みとは代替可能性を持つべきという指摘は納得できるが、「ある銀行が G-SIBs でもあり D-SIBs でもある場合、母国当局者はいずれか高いほうの高損失吸収性要件を課すべきである」という要件によって、仮に D-SIBs に対して過度に高い損失吸収性要件が課された場合、当該法域において D-SIBs の HLA 要件が G-SIBs の HLA 要件より優先されることとなる。G-SIBs に比して D-SIBs は各国裁量がより許容される枠組みとなっていることを踏まえ、D-SIBs 要件が G-SIBs 要件よりも厳格である場合、当該法域当局に十分な説明を求める枠組みにしていいただきたい。

原則11：

複数国においてD-SIBsが選定される場合、法域間の域外適用、規制内容の著しい相違等を回避するとともに、過度な規制が適用されることのないよう、当局間の協調が円滑に行われる必要があることから、域外適用の制限を原則に組み込む等、一定の枠組みを構築していただきたい。

以 上